## 各実施機関の公文書管理規程(案) 比較表

	教育委員会	選挙管理委員会	人事委員会	監査委員	労働委員会	収用委員会	海区漁業調整 委員会	内水面漁場管 理委員会	企業庁	病院事業庁	三重県立看護 大学	三重県立総合 医療センター
定義 (地域機関の有無)	有 (県立高校等)	無	無	無	無	無	無	無	有 (水道事務所等)	有 (県立病院)	無	無
管理体制 (副総括文書管理者の有無)	有 (教育総務課長)	無	無	無	無	無	無	無	有 (企業総務課長)	無	有 (事務局副局長)	無
第3章 収受												
第9条(本庁課における文	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
書の収受及び配付の手続)	(第9条)	(第7条)	(第7条)	(第7条)	(第7条)	(例による)	(例による)	(例による)	(第9条)	(第7条)	(第8条)	(第8条)
第12条(電子メールにより 受信した電子文書の収受の 手続)	同 (第 12 条)	同 (第9条)	同 (第9条)	同 (第9条)	同 (第8条)	同 (例による)	同 (例による)	同 (例による)	同 (第 12 条)	同 (第9条)	同 (第 10 条)	同 (第 11 条)
第4章 文書の作成												
第 15 条(文書主義の原則)	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	差異
	(第 15 条)	(第 12 条)	(第 12 条)	(第 12 条)	(第 10 条)	(例による)	(例による)	(例による)	(第 15 条)	(第 12 条)	(第 12 条)	(第 3, 4 条)
第16条(業務又は事務事業	同	差異	差異	同	同	同	同	同	同	同	同	差異
に係る文書作成)	(第 16 条)	(第 13 条)	(第 13 条)	(第 13 条)	(第 11 条)	(例による)	(例による)	(例による)	(第 16 条)	(第 13 条)	(第 13 条)	(3, 4, 6 条)
第17条(適切・効率的な文	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	差異
書作成)	(第 17 条)	(第 14 条)	(第 14 条)	(第 14 条)	(第 12 条)	(例による)	(例による)	(例による)	(第 17 条)	(第 14 条)	(第 14 条)	(3, 4, 6 条)
第5章 整理												
第 36 条(職員の整理義務)	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	差異
	(第 36 条)	(第 31 条)	(第 31 条)	(第 28 条)	(第 25 条)	(例による)	(例による)	(例による)	(第 36 条)	(第 31 条)	(第 28 条)	(第 28 条)
第 38 条(保存期間)	差異	同	同	同	同	同	同	同	同	同	差異	差異
	(「 <u>20 年</u> 」あり)	(第 33 条)	(第 33 条)	(第 30 条)	(第 27 条)	(例による)	(例による)	(例による)	(第 38 条)	(第 33 条)	(「永久」あり)	(第 28 条)
第41条(公文書の書換え等	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
の禁止)	(第 41 条)	(第 36 条)	(第 36 条)	(第 33 条)	(第 30 条)	(例による)	(例による)	(例による)	(第 41 条)	(第 36 条)	(第 32 条)	(第 29 条)
第6章 保存												
第 43 条(保存)	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	差異
	(第 43 条)	(第 38 条)	(第 38 条)	(第 35 条)	(第 32 条)	(例による)	(例による)	(例による)	(第 43 条)	(第 38 条)	(第 34 条)	(第 30, 31 条)
第7章 公文書ファイル管理 簿												
第49条(公文書ファイル管	差異	同	同	同	同	同	同	同	回	同	差異	差異
理簿の調製及び公表)	(告示方法)	(第 43 条)	(第 43 条)	(第 39 条)	(第 34 条)	(例による)	(例による)	(例による)	(第 49 条)	(第 44 条)	(公表方法)	(第 28 条)
第8章 保存期間満了時の措 置	同	同	同	同	同	同 (例による)	同 (例による)	同 (例による)	同	同	同	差異 (第 32, 33 条)
第9章 点検及び管理状況の 報告等	同	同	同	同	同	同 (例による)	同 (例による)	同 (例による)	同	同	同	差異 (第 34, 35 条)
第 10 章 研修	同	同	同	同	同	同 (例による)	同 (例による)	同 (例による)	同	差異 (第51条のみ)	同	差異 (第 6 条)
別表第1	独自			独自	独自	独自			独自	独自	独自	独自
	(知事ベース	知事別表使用	知事別表使用	(知事ベース	(知事ベース	(対象事務の	知事別表使用	知事別表使用	(知事ベース	(知事ベース	(対象事務の	(現行規定の
	に加除)			に加除)	から削除)	み制定)			に加除)	と同一)	み制定)	修正)